

群馬県国民健康保険運営方針に基づく令和5年度の取組状況

令和5年度第2回国保運営協議会
資料1-1 令和6年2月8日

群馬県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」)は、県と市町村が一体となって国民健康保険制度を運営し、財政の安定化と事業の広域化及び効率化を推進するための運営に関する統一的な方針。
運営方針に定める取組等について、取組状況や実績を報告するもの。

運営方針	主な取組、実績
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	○決算補填等目的の法定外一般会計繰入を赤字繰入と定義するが、令和4年度に赤字繰入を行った市町村はない ○保険税の収納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備え、財政安定化基金を設置しているが、市町村への貸付及び交付、また県による取崩しはない(見込)
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法	○保険税水準の統一にかかる市町村との検討及び合意形成のため、以下のとおり実施 ・課長レベルの連携会議(4回)、及び財政運営部会(5回) ・運営方針(案)に対する市町村長への意見聴取(法定事項) ○保険税水準の統一にかかる合意内容(第3期運営方針への記載事項) ・別紙1-2のとおり
第4章 保険税の徴収の適正な実施	○収納率目標(現年度課税分)の達成状況 令和4年度達成市町村 26/35市町村 (74.3%) ○国保税収納率(県平均・現年度課税分) (R3年度)94.43% → (R4年度)94.38% (全国平均(R3)94.24%) ※国保税収納率(県平均・現年度課税分)のR4年度は速報値
第5章 保険給付の適正な実施	○レセプト点検による1人当たり財政効果額(内容点検) (R3年度)818円 → (R4年度)827円 (全国平均(R3)573円)
第6章 医療費の適正化の取組	○市町村国保の特定健康診査実施率 (R3年度)41.1% → (R4年度)41.4% (全国平均(R3)36.4%) ○市町村国保の特定保健指導実施率 (R3年度)19.3% → (R4年度)19.0% (全国平均(R3)27.9%) ○本県国保の後発医薬品使用割合(数量ベース) (R4.3)81.6% →(R5.3)82.8% (全国平均:80.9%) ※特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率のR4年度は速報値
第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	○事務処理の標準化に向けた取組を進めるとともに、現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、全市町村で情報を共有 ○被保険者証の廃止に伴う実務の県内標準化に向けた検討を実施